

認定成年後見人養成研修プログラムおよびシラバス改定については、クローバーNEWS等でお知らせしてまいりましたが、今号では認定成年後見人養成研修とクローバー登録者継続研修の概要についてご案内いたします。他にもクローバー運営委員会副委員長から「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの意義」について、クローバー運営委員会の紹介ページでは、担当理事をご紹介します。

## 2021年度認定成年後見人養成研修・クローバー登録者継続研修の概要について

岡田 昌大／クローバー運営委員(愛知県支部)

コロナ禍における緊急事態宣言も延長され、なかなか先行きが見えない状況が続いています。成年後見関連の研修に限らず、様々な研修も影響を受け、延期や中止、開催方法の変更等を余儀なくされています。2020年度の認定成年後見人養成研修(以下、「養成研修」)においても同様に、すべての研修が開催取り止めとなりました。

今回は、昨年からクローバー運営委員会で協議を行ってきた認定成年後見人養成研修の新しいシラバスの概要や意義について説明をしていきたいと思えます。

新しいシラバスでは、「認定成年後見人等として活動するために理解すべき価値や正しい知識、ソーシャルワーカーと成年後見人との相違などを学び深める」、「精神保健福祉士の専門性を踏まえ、認定成年後見人として活動できるようになることを目指す」ことを目的に内容を見直しました。研修は、前半2日間を「入門編」として、後半2日間を「応用・実務編」とした2部構成になっています。「入門編」は、これまで実施していた「課題別研修」を成年後見人養成研修の入門として位置づけました。構成員をはじめ幅広く参加を募り、広く門戸を開いた形で開催します。「応用・実務編」受講者においては、成年後見制度の理解を深め、精神保健福祉士として成年後見制度を必要とする方の支援に必要な実務の知識などを獲得することを目指しています。「入門編」、「応用・実務編」ともに、オンラインでの研修開催を予定しています。

また、昨年開催することができなかったクローバー登録者継続研修(以下、「継続研修」)についても、オンライン研修での開催を予定しています。2021年度中に、「入門編」は1回、「応用・実務編」については2回、「継続研修」についても2回の実施を予定しています。

詳細につきましては、研修センターだより「Start Line」、構成員メールマガジン等で順次ご案内してまいります。いずれの研修もオンラインでの研修となりますが、新しいシラバスによる研修実施に、たくさんのご参加をお待ちしております。

## 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の意義

齋藤 敏靖／クローバー運営委員会副委員長(埼玉県支部)

既にご存知の皆さまも多いと思われそうですが、国は2020年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を発表しました。他に意思決定支援に関係するガイドラインは、「障害福祉サービスに係る意思決定支援ガイドライン(2017年3月)」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(2018年6月)」「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(2018年3月)」が出ています。

本ガイドラインの意義ですが、自己決定から代行決定へのプロセスを明示化したという点で、我が国において画期的と言えるでしょう。従来では自己決定(意思決定)と代行決定は断絶しているかの如く考える向きもありました。しかし、そうではなく連続しているものであり、次の段階に行くには、それぞれルールとクリアポイントがあるとしています。

特に代行決定のルールについて、本ガイドラインでは支援者会議で検討すべき場面や、内容の確認のための様式(アセスメントシート:5種類)を定めています。これにより、代行決定は成年後見人等が単独で行うのではなく、本人にとっての最善の利益と推定意思を基に、他の支援者と協議しつつ行うものとなりました。

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」では、認定成年後見人養成研修やクローバー登録者継続研修をはじめ、種々の研修機会を通じ、本ガイドラインを学習する機会を提供させていただき予定。皆さまには積極的に参加いただきたく、よろしくお願ひいたします。

※参考資料 裁判所HP「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について(意思決定支援ワーキング・グループ)

[https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien\\_kihontekinakangaekata/](https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/)

## 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」 登録・受任・活動状況

### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2021年4月30日登録者 **228名**

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	7	北海道7
東北ブロック	14	青森1、岩手2、宮城5、秋田1、山形2、福島3
関東・甲信越ブロック	95	栃木3、群馬1、埼玉16、千葉9、東京43、神奈川16、山梨4、長野3
東海・北陸ブロック	24	岐阜3、静岡7、愛知14
近畿ブロック	20	京都2、大阪6、兵庫9、和歌山3
中国ブロック	10	鳥取1、岡山3、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	48	福岡20、佐賀1、長崎4、熊本9、大分2、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2021年3月12日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **409件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 230件	
受任中 165件	受任終了 65件
北海道3、青森1、岩手1、宮城6 山形1、福島1、埼玉8、千葉1 東京48、神奈川11、長野1 岐阜1、静岡3、愛知3、大阪10 鳥取1、広島1、山口2、愛媛1 福岡24、熊本25、宮崎3、 鹿児島3、沖縄5、家裁外1	北海道2、宮城1 東京25、神奈川6 山梨1、静岡2、愛知1 大阪1、鳥取1、愛媛1 福岡19、熊本5
内、受任前調整中 11件	
盛岡1、東京2、静岡1、家裁外7	
内、受任不可・依頼取り下げ 168件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2021年3月1日～2021年5月31日)

- 3/21 宇都宮市保健所、栃木県社会福祉士会、栃木県弁護士会訪問(野口悦紀氏他/クローバー登録者他)
- 4/24 2021年度第1回神奈川県クローバー登録者の集い(Zoom)
- 4/27 2021年度第1回埼玉県クローバー登録者の集い(Zoom)
- 5/20 成年後見制度利用促進専門家会議WG(長谷川千種/クローバー運営委員会委員長、齋藤敏靖/クローバー運営委員会副委員長)

## クローバー運営委員会の紹介 その19 担当理事/渡邊 俊一さん



皆さま、いつもお世話になっております。

今期よりクローバー運営委員会の担当理事を務めさせていただいております福岡県の渡邊と申します。

皆さまには、日頃より本協会の認定成年後見人ネットワーク「クローバー」における活動にご参画いただき、心より感謝申し上げます。

私の現在の本務ですが、福岡県大牟田市ののんびりとした田舎に高齢者施設を開設し、今年で8年目を迎えました。それ以前は、精神科医療機関に勤務しておりました。成年後見制度がスタートしたのは就職して5～6年目の頃です。ようやく自分の意思で業務をこなせるようになる、いわゆる“生意気盛り血気盛ん”な時期でしたが、「新たに学ばなければいけない!」と、この制度についての研修や説明会などに積極的に参加し、少しでも不明なところがあれば地元の家庭裁判所に電話をして色々聞いたことを今でも記憶しています。また、主治医が作成する診断書を、苦勞しながらサポートしていたことも、今ではよい思い出です。

現在は残念ながら成年後見制度に直接的に関わることはありませんが、この任を拝命したことを、また一から学び直すよい機会ととらえております。皆さまから多くの学びを与您いただき、見識を広げることで今後の本協会における「クローバー」の発展に尽力できるよう精進してまいります。

皆さま、どうぞよろしくお願いたします。



### 編集後記

この号が出る頃には、緊急事態宣言のことや東京オリンピック開催の有無が大きなトピックスとして、挙げられていると思います。また、ワクチン接種の流れについてもメディアを騒がせている頃かと思います。私の個人的な思いは、このコロナ禍の「生活しづらさ」はいつまで続くのか日々気になります。オンラインという新しい文化が定着しましたが、やはり以前のよう画面越しではない、対面での研修が来る日を心待ちにしています。(岡田 昌大)